

新潟市白根斎場指定管理者事業計画の総括表

項 目	株式会社 宮本工業所（選定者）										
1 事業者の概要	<p>◎事業者 株式会社 宮本工業所 設立 S2.10.1 資本金 5千万円 従業員数 283名 事業内容 工業炉・火葬炉の製造、斎場の運営・維持管理 他 施設管理実績 全国の斎場で指定管理 42 斎場、火葬業務受託 152 斎場、合計 194 斎場（グループ企業を含む） 新潟市では新津斎場の指定管理を受託</p>										
2 経営理念	<p>(1) 指定管理者としての経営理念について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「やすらぎと厳粛さが求められる人生の終焉をお送りする斎場において、真心と品位をもってご遺族に接し、故人を偲び生命の尊厳を静かに深思していただく場を提供する」を基に約 10 年間白根斎場を指定管理者として管理・運営している。 										
3 事業運営方針及び事業計画	<p>(1) 運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市の葬送習慣を熟知し、高齢者、子供、障がい者にも配慮した、平等で公正なサービスを提供する。建物、設備に対しては整備、清掃により適正に維持管理し、職員に対してはマニュアルに基づく各種研修を行い、常に万全の態勢で利用者をお迎えする。 <p>(2) 施設管理の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常点検、日常清掃は、箇所毎に重点項目を定めて実施する。その他、外部委託先による法定点検、特殊清掃、植栽管理を年間計画により実施する。万が一、施設設備にトラブルが発生した場合は、火葬炉技術員、市内協力企業の技術員が急行し、問題解決にあたる。また、トラブルによる人員不足に対応するため、近隣の委託斎場から業務経験のある人材を応援派遣する。 <p>(3) 経費削減の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽管理、除雪、小破修繕などを可能な限り斎場職員が行い、外部委託費を削減する。 ・火葬技術の向上と火葬炉の低燃費運転で、燃料費の削減に努める。 ・構築物や設備の保守管理を徹底して長寿命化を図り、補修などを少なくすることによりコストダウンに努める。 ・施設の電灯やエアコン等は、会葬者の施設利用時間に合わせた使用設定に努めるなど、節電への対応を行う。 										
4 収支計画 (指定期間の合計)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(収入)</th> <th style="text-align: right;">(支出)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 指定管理料 211,000 千円</td> <td>・ 人件費 121,802 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 合計 211,000 千円</td> <td>・ 管理費 79,658 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 事務費等 9,540 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 合計 211,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>	(収入)	(支出)	・ 指定管理料 211,000 千円	・ 人件費 121,802 千円	・ 合計 211,000 千円	・ 管理費 79,658 千円		・ 事務費等 9,540 千円		・ 合計 211,000 千円
(収入)	(支出)										
・ 指定管理料 211,000 千円	・ 人件費 121,802 千円										
・ 合計 211,000 千円	・ 管理費 79,658 千円										
	・ 事務費等 9,540 千円										
	・ 合計 211,000 千円										
5 組織、人員体制	<p>(1) 配置職員の人員及び構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理責任者 1名 … 全体管理、火葬業務遂行に関わる責任者 ・ 職員 2名 … 火葬業務、斎場管理に係わる全般業務 ・ 職員 1名 … 応接に関する業務、各儀式のサポート <p>(2) 配置職員における斎場の知識経験について</p> <p>①管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 15 年 4 月入社、火葬業務従事歴約 12 年、防火管理者資格を保有。 ・ 白根斎場に勤務しており、平成 21 年 2 月から現在までの期間、白根斎場で火葬業務に従事。 <p>②管理責任者以外の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで白根斎場に勤務していた職員を継続雇用。 <p>(3) 職員の雇用・労働条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白根斎場に配属する 4 名はいずれも正社員として雇用、週労働時間 40 時間を基本とする。 ・ 60 歳定年制（65 歳まで再雇用）、各種手当及び退職金を支給、社会保障や福利厚生事業も完備。 										
6 職員研修及び育成	<p>(1) 職員の育成方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハード、ソフトの両面に強い職員を目指し、本社技術員より火葬炉の点検・運転技術を、市内協力企業の技術員より建物の保守、植栽管理方法などを OJT にて学ばせる。接遇・運営面では、ミーティング及び所内研修を通して、ご遺族が安心感を持って利用できるよう努める。 ・ 業務内容をマニュアル化し、均一なサービスレベルを維持することで業務ミスの発生を低減する。 <p>(2) 研修計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼・ミーティングを毎日行うほか、年間計画により定期的に研修を実施する。 <p>(3) 研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬炉設備研修、管理業務研修 年 2 回以上 ・ 接遇研修、緊急対応研修、責任者ミーティング 年 1 回以上 ・ 朝礼・所内ミーティング 毎日 ・ その他改善点などに合わせて都度実施 										

項 目	株式会社 宮本工業所（選定者）
<p>7 利用者への配慮とサービスの取組み</p>	<p>(1) 利用者の心情への配慮の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故人への尊厳、ご遺族の心情への配慮から、斎場内のあらゆる業務は失敗が許されないと考える。 ・単に火葬を行うだけでなく、安全で安らかにご遺族へご遺骨をお渡しするために、一つ一つの業務を丁寧に積み重ねる必要がある。 <p>(2) 具体的サービスの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常清掃のほか、外構清掃、植栽管理などを行い、美観を維持して清廉な空間を提供する。 ・業務内容をマニュアル化し、均一なサービスレベルを維持して業務ミスの発生を低減する。 <p>(3) 利用者の平等利用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設として、公平で平等な運営・利用を大原則とし、業務マニュアルに平等利用への取組みを定め、行動目標を策定して平等利用に向けた管理を行う。 <p>(4) 要望や苦情への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館内に無記名のアンケートボックスを設置し、利用者からの意見・要望などを積極的に伺う。 ・斎場を頻繁に訪れる機会のある葬祭事業者と懇談の機会を設け、意見・要望を募る。 <p>(5) 個人情報保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護規定を作成済みであり、斎場の責任者を個人情報管理責任者とし、マニュアルや研修を通じて斎場職員に周知徹底する。 ・個人情報保護責任者には、毎年個人情報保護に関する教育研修を実施する。
<p>8 事故防止策と発生時の対応 防災・災害に対する取組み</p>	<p>(1) 事故防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容はマニュアル化し、日常の業務・点検を適正な手順で行う。 ・施設内の巡回を毎日行い危険箇所は速やかに改善するとともに、利用者に対して衛生や天候などによる注意情報をわかりやすく提供する。 <p>(2) 事故発生時の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けがや急病に対応するため、近隣医療機関の連絡先をリスト化し、また消防署の初期対応訓練を受講する。 ・職員のみで対応が困難な場合は近隣受託斎場のほか全国ネットワークを活かし、業務員や技術員など迅速に対処しうるメンバーを選抜して対応する。 <p>(3) 防災に対する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火管理者資格保有者をリスクマネージャーに選任し、全体を統括して安全衛生管理の徹底を図る。 ・防災・災害マニュアルを定め、研修を通じて全職員に周知徹底する。 ・消防計画を策定して自衛消防隊を組織し、火災・地震等を想定した防災・救命訓練を年1回以上実施する。 <p>(4) 災害発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全を最優先し、マニュアルに従って避難誘導、通報を行う。 ・消防訓練に従って初期消火等を行い、施設・設備の緊急点検を行って状況把握と復旧作業に移る。 ・大規模災害が発生した場合は災害対策本部を設置し、過去の災害事例を踏まえグループ全体で対応する。